

地方卸売市場釜石市魚市場 経営戦略

令和 3 年 3 月

釜石市

目 次

1	はじめに	1
(1)	経営戦略策定の趣旨	
(2)	計画期間	
2	事業の概要	2
(1)	釜石市魚市場の概要	
(2)	経営分析	
3	将来の事業環境	6
(1)	取扱高 (t) の見通し	
(2)	使用料収入の見通し	
(3)	施設の見通し	
(4)	組織の見通し	
4	経営の基本方針等	7
(1)	市場を取り巻く環境等	
(2)	経営の基本方針	
5	投資・財政計画(収支計画)	9
(1)	投資・財政計画(収支計画)	
(2)	収支計画のうち投資について	
(3)	収支計画のうち財源について	
(4)	収支計画のうち投資以外の経費（その他の営業費用）について	
(5)	投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組みや今後検討予定の取組概要	
6	公営企業として実施する必要性	10
(1)	事業の意義及び提供するサービス自体の必要性	
(2)	公営企業として実施する必要性	
7	経営戦略の事後検証及び更新等に関する事項	11
別表 1	経営戦略期間（令和3年度～令和12年度）における 収益的収支及び資本的収支	12
別表 2	経営戦略期間（令和3年度～令和12年度）における 各種指標及び繰入金	13

1 はじめに

(1) 経営戦略策定の趣旨

釜石市の水産業は、世界3大漁場の一つである三陸漁場を背景に、昭和56年から63年にかけては、年間100億円を超える水揚げを誇る県内屈指の水産都市でありましたが、国際的漁業規制や水産資源の減少等により、平成20年前後は、30億円程度の水揚げとなっていました。

平成23年3月に発生した東日本大震災により、当市の水産業は壊滅的な被害を受け、完成間近の新浜町魚市場が被災するとともに、設計段階であった魚河岸魚市場についても、その内容の見直しをせざるを得ない状況となりました。

震災後は、漁業者の生活再建を優先し、漁港施設や漁船等の整備を行うとともに国の事業を活用しながら、当市水産業の復興に努め、さらには、流通拠点となる魚市場建設事業の取組みを進め、平成25年4月には「新浜町魚市場」が、平成29年5月には「魚河岸魚市場」が供用開始し、2場体制となりました。

平成30年には、当市の基幹産業である水産業の再生を通じた地域の復興と市民や来訪者が「魚のまち」を実感できるまちづくりを推進するために、「魚のまち」としての当市の目指すべき方向を明確化した新・釜石市水産振興ビジョンを策定し、水産関係者と連携しながら、水産業振興に取り組んできました。

魚市場事業においては、近年の主要魚種の不漁により、水揚数量・金額の減少・低迷が進む一方で、平成25年4月に供用開始した新浜町魚市場及び平成29年5月に供用開始した魚河岸魚市場の維持管理には、多大な費用が必要になることが見込まれます。

市場事業を含む公営企業は、保有する資産の老朽化に伴う大量更新期の到来や人口減少等に伴う料金収入の減少等により、経営環境は厳しさを増しており、不斷の経営健全化の取組みが求められています。

このような中、公営企業が住民の日常生活に欠くことのできない重要なサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたってサービスの提供を安定的に継続することが可能となるように、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定することが、平成26年8月29日付各都道府県総務部長あて通知により総務省から要請されております。

このため、新・釜石市水産振興ビジョンに掲げる「新生釜石市魚市場の改革を契機とした流通加工改善」の実現に向けて、総合的・長期的な計画である経営戦略を策定するものです。

(2) 計画期間

この計画の期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。

2 事業の概要

(1) 釜石市魚市場の概要

① 施設の概要

名 称	地方卸売市場釜石市魚市場		
所 在 地	(魚河岸魚市場) 岩手県釜石市魚河岸 3-10、 (新浜町魚市場) 岩手県釜石市新浜町 2 丁目 320番 1		
開 設 者	釜石市		
開 設 年 月 日	平成24年11月12日		
卸 売 業 者	釜石市漁業協同組合連合会		
買 受 人 数	78名(令和2年12月現在)		
施 設	面 積	構 造	備 考
魚河岸魚市場	6,479.81m ²	鉄骨造地上2階	
荷捌き施設	6,368.41m ²	鉄骨造地上2階	
付随施設	111.4m ²	鉄骨造地上1階	フォークリフト置き場、海水ポンプ室
新浜町魚市場	1,201.72m ²	鉄骨造平屋建	
荷捌き施設	1,094.40m ²	鉄骨造平屋建	
付随施設	107.32m ²	鉄骨造平屋建	管理棟、ポンプ室

② 事業形態

法適・非適の区分	非適	事業開始年月	平成24年11月
職員数	—	市場種別区分	地方卸売市場
前回の移転又は再整備年度	—	次回再整備予定年度	—
広域化実施状況	—		
民間活用の状況	ア 民間委託	卸売業者として釜石市漁業協同組合連合会に魚市場の使用を許可しています。	
	イ 指定管理者制度	—	
	ウ PPP・PFI	—	

③ 使用料の形態

市場事業の使用料は、施設使用料と売上高割使用料の2種類があります。それぞれの概要と考え方は次のとおりです。

ア 施設使用料

地方卸売市場釜石市魚市場条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、年間使用料10,000千円を徴収します。

イ 売上高割使用料

条例に基づき、2,500百万円を超過した場合は、その超過した額に1,000分の4を乗じて得た額を施設使用料に加算し徴収します。

【地方卸売市場釜石市魚市場条例】(抜粋)

(施設の使用料等)

第9条 施設の使用料は、次の各号に規定する基本使用料及び加算料の合計額とする。

(1) 基本使用料 10,000,000円

(2) 加算料 4月1日から翌年3月31日までの期間、鮮魚介類及びその加工品、海藻類並びにその他の水産物の卸売販売価格の総額(消費税額及び地方消費税額を含まない。)が2,500,000,000円を超過した場合、その超過した額に1,000分の4を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

2 (略)

④ (一社) 大日本水産会「優良衛生品質管理市場・漁港」認定

(一社) 大日本水産会では、産地市場の品質・衛生管理レベルを客観的に判断し、関係者等による取組み意識の共有と目指すレベルの明確化を行い、品質・衛生管理に対する信頼性の向上を得ることを目的として、優良衛生品質管理市場・漁港認定基準に基づき衛生管理に優れた産地市場を認定する制度の推進を行っています。

釜石市魚市場（魚河岸魚市場）は、この優良衛生品質管理市場・漁港認定を令和元年7月8日に取得、令和2年8月11日に更新しました。今後も認定継続に向け、取組みを行ってまいります。

⑤ 岩手県高度衛生品質管理基準認定

岩手県では、新鮮で安全な水産物を消費者へ提供するため、産地の生産・流通・加工において一貫した衛生品質管理を行う体制を構築し、食の安全・安心に立脚した消費者から選ばれる産地を確立することを目的とした事業を行っています。

釜石市魚市場は、この認定を平成30年3月27日に取得し、今まで認定を更新してきました。今後もこの認定を継続できるよう取組みを行ってまいります。

(2) 経営分析

① 年間取扱高の推移

(単位 : t)

年間取扱高	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
水産物	10,202	7,125	10,290	10,234	10,666

※データ出典：釜石市漁業協同組合連合会作成「水揚統計」

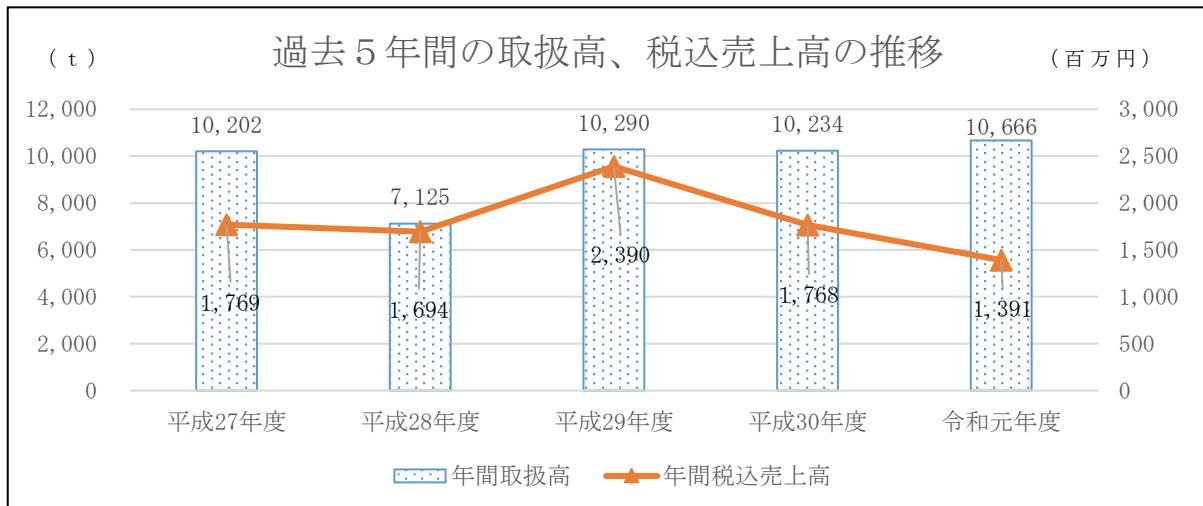
② 年間税込売上高の推移

(単位 : 百万円)

年間売上高	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
水産物	1,769	1,694	2,390	1,768	1,391

※データ出典：釜石市漁業協同組合連合会作成「水揚統計」

※①、②とも小数点以下切り捨て



③ 現在の経営状況の分析

指標による分析は次のとおりです。

指標	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
収益的収支比率	10.71%	58.37%	16.79%	100.00%	100.00%
経費回収率	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
他会計補助金比率	9.94%	0.00%	16.74%	100.00%	100.00%
有形固定資産減価償却率 (魚河岸魚市場)	—	—	2.36%	4.73%	7.10%
有形固定資産減価償却率 (新浜町魚市場)	7.10%	9.46%	11.83%	14.20%	16.57%

ア 収益的収支比率

魚市場使用料や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた額をどの程度賄えているかを表す指標です。

当該指標は、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要です。

100%未満の場合は、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組みが必要となります。

平成29年度まで、魚市場建設費及び地方債償還等のため、100%未満となっておりますが、平成30年度以降は、地方債の償還が終了したことに伴い、総費用を総収益で賄える状況になっています。

イ 経費回収率

魚市場事業に掛かる経費が、どの程度魚市場使用料で賄えているかを表す指標です。

経費回収率が100%に近いほど経費を使用料で賄えていることを示すものです。100%を下回っている場合は、魚市場事業に掛かる経費が魚市場使用料以外の収入で賄われていることを意味します。

令和元年度までは、条例に基づき魚市場使用料を免除しておりましたので、経費回収率は0%となっておりますが、今後、魚市場使用料を徴収しますので、経費の多くを使用料で回収することが見込まれています。

ウ 他会計補助金比率

魚市場事業に掛かる経費が、魚市場使用料等の収入だけでは賄えない場合に、一般会計繰入金等の他会計補助金を繰入れした比率を表す指標です。

この比率が低いほど、使用料等の収入で賄っていることを示すものです。

魚市場建設に係る借入金の返済が終了した平成30年度以降、他会計補助金比率が100%以上になっていますが、令和元年度まで魚市場使用料を免除していることから、当該年度に掛かった費用のうち、諸収入等を除いた全額を他会計補助金で賄っています。今後、魚市場使用料を徴収しますので、一般会計からの繰入れは少なくなることが見込まれます。

エ 有形固定資産減価償却率

有形固定資産のうち、償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合いを示しています。

有形固定資産減価償却率が100%に近いほど、保有資産が法定耐用年数に近づいていることを示しており、将来の施設の更新等の必要性を推測することができます。

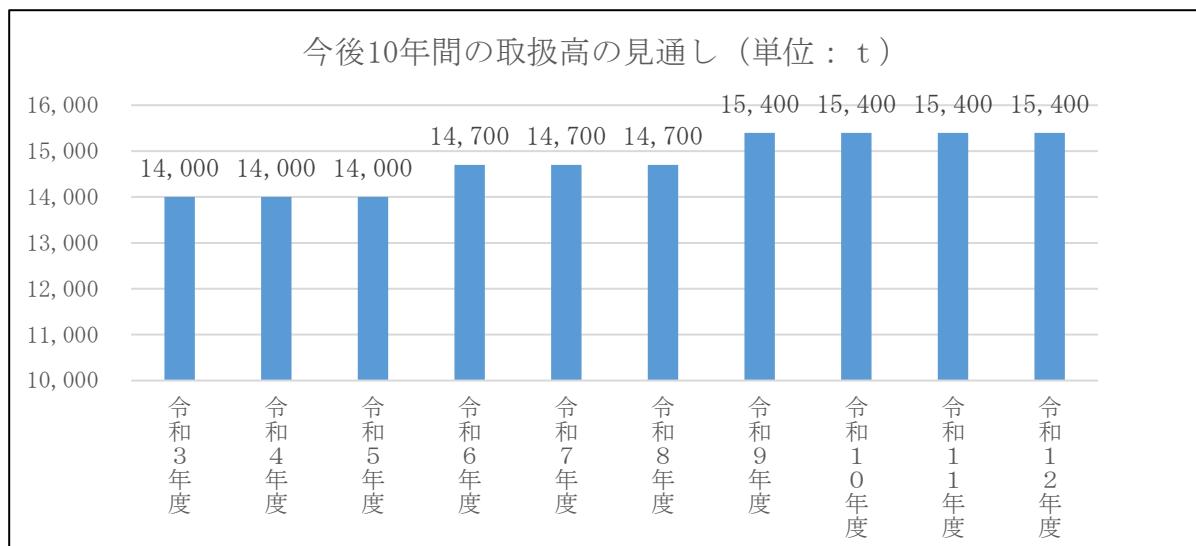
当市の場合、魚市場は新浜町魚市場と魚河岸魚市場の2市場あり、新浜町魚市場は平成25年度、魚河岸魚市場は平成29年度に供用開始しましたが、両魚市場とも法定耐用年数である38年をまだ経過していないため、低い数値となっています。

3 将来の事業環境

(1) 取扱高 (t) の見通し

取扱高の見通しについては、平成27年度から令和元年度までの5カ年の取扱高のうち、最小3か年の平均に近年の秋サケの不漁及び平成29年度から水揚げが復活した旋網漁船の水揚げの現状を加味して推計しています。

近年の主要魚種の不漁等により、漁獲量の大幅な増加は見込めませんが、現在実施している廻来船誘致活動をさらに強化することにより、マイワシやサバ、サンマの漁獲量は増加することが見込まれます。



(2) 使用料収入の見通し

年度	金額 (千円)	年度	金額 (千円)
令和3年度	10,000	令和8年度	11,000
令和4年度	11,000	令和9年度	11,000
令和5年度	11,000	令和10年度	11,000
令和6年度	11,000	令和11年度	11,000
令和7年度	11,000	令和12年度	11,000

条例の規定により、年間10,000千円の使用料を徴収します。

なお、令和2年度分使用料10,000千円は、令和4年度から令和13年度（計画期間が令和12年度までであるため、それ以降分は記載していません。）の10年間に分割して納入されることから、11,000千円となっています。

(3) 施設の見通し

魚市場の立地条件や施設の特性上、錆や腐食等により施設が損傷しやすいことから釜石市公共施設等総合管理計画及び施設管理計画個別表等に基づき、適正な管理や早期の修繕により可能な限り耐用年数を伸ばし、施設の維持を行います。

(4) 組織の見通し

産業振興部水産課水産振興係を中心に、市場の管理を行っています。今後、異動に伴い職員が交代しても市場管理事務の引継ぎが行えるよう業務の見える化や共有を図ります。

4 経営の基本方針等

(1) 市場を取り巻く環境等

釜石市魚市場は、市内3漁協の定置網漁業のほか、地元・県内の刺網、かご、延縄、曳網等沿岸漁船漁業とサンマ棒受け網、旋網の廻来船の水揚げが主となっています。

海洋環境の変化等により、水揚数量・金額ともに減少傾向であることに加え、昨今の秋サケ、サンマ等主要魚種の不漁により、さらに水揚数量・金額ともに減少・低迷することが見込まれ、市場を取り巻く環境は厳しい状況が続いているまます。

市では、魚市場関係者等で構成する釜石市魚市場水揚増強対策協議会を中心に、廻来船誘致活動を行い、マイワシ、サバ類、サンマ等の水揚げ量が着実に増加している状況です。

(2) 経営の基本方針

2場体制での水揚機能分担と、高度衛生管理型魚市場を活かした「食の安心・安全」を重視した体制づくりを行い、「公設民営」方式による官民連携体制を維持し、更なる経営基盤の強化を図ります。

① 魚河岸魚市場と新浜町魚市場の2場体制での水揚げの機能分担

魚河岸魚市場は、高度衛生品質管理型魚市場として地元の定置網漁船、刺網、かご、延縄、曳網漁船等が水揚げする魚市場として、水深の深い新浜町魚市場は、サンマ棒受け網漁船等の大型漁船の水揚げを行うよう機能分担しています。

ア 魚河岸魚市場

魚河岸魚市場は、閉鎖型構造であり、場内でのバッテリー式フォークリフトの使用や殺菌冷海水供給システムを導入するなど、高度衛生管理に対応した魚市場として、主に地元定置網船が水揚げを行います。

衛生管理に特化した魚市場に水揚げされた水産物の安心・安全性の付加価値化をすることにより、取引単価を向上させ、ひいては漁業者の所得向上に繋げます。

イ 新浜町魚市場

新浜町魚市場は、地元漁船等の水揚げを主とする魚河岸魚市場と分離していることによる、入出港時及び水揚げ時の利便性・優位性である地元漁船等との航路の輻輳が少ないこと、水揚げする岸壁を占有できることの特徴を活かし、更なる廻来船誘致活動に取組み、水揚増加を図ります。

② 高度衛生管理型魚市場を活かした「食の安心・安全」を重視した体制づくり

漁獲から流通、加工までの一連の過程で、水産関係者が一丸となって衛生管理を推進することにより、消費者に安心で安全な水産物を提供できるよう取り組んでいきます。

ア (一社) 大日本水産会「優良衛生品質管理市場・漁港」認定及び岩手県
「高度衛生品質管理基準適合市場」認定の継続

(一社) 大日本水産会の「優良衛生品質管理市場・漁港」認定は令和元年7月に、岩手県の「岩手県高度衛生品質管理基準適合市場」認定は平成30年3月に取得し、現在まで当該認定を継続取得してきました。

今後も、生産から加工・流通において一貫した衛生管理を行い、上記認定の取得を継続していきます。

イ (一社) 大日本水産会の優良衛生品質管理市場・漁港認定商標の活用

本認定を取得した施設における衛生・品質管理意識の高揚と本認定実施の知名度向上に役立てるための優良衛生品質管理市場・漁港認定商標に係る活用について、「釜石市水産物高度衛生品質管理推進協議会」(※1)で協議検討を進め、地元水産物の安心・安全性の付加価値向上に取組みます。

※1 釜石市水産物高度衛生品質管理推進協議会とは、釜石市に水揚げされる水産物の漁獲から流通、加工までの一貫した高度衛生品質管理地域づくりの実現を図るために必要な事項について協議及び検討を行うことを目的とした協議会。

③ 「公設民営」方式による官民連携体制を維持した更なる経営基盤の強化

秋サケ、サンマ等の主要魚種の不漁による水揚量減少が続いているが、釜石市魚市場の運営体制の強化を行うとともに、水揚量を増加させる取組みを推進し、釜石市魚市場の経営基盤の強化を図ります。

ア 釜石市魚市場の運営体制の強化

釜石市魚市場の運営について、「地方卸売市場釜石市魚市場運営協議会」(※2)を活用し、利用者のニーズに合った市場運営検証体制に改善していくため、市場開設者である釜石市と運営者である釜石市漁業協同組合連合会において、魚市場の運営に係る目標やルール整備を図るとともに、市場利用者である漁業者、買受人等関係者へ共有し、関係者が一体となって効果的、効率的な市場運営に取組みます。

※2 地方卸売市場釜石市魚市場運営協議会とは、釜石市魚市場の運営に関する事項や売買取引の合理化、また、流通の円滑化に関する事項を審議することを目的とした協議会。

イ 回来漁船の誘致

制度拡充を図った水揚奨励事業(※3)を引き続き活用しながら、釜石市漁業協同組合連合会が所有する製氷貯氷給氷設備の給氷システムの改良整備を支援し、受入体制の強化を図るとともに、引き続き市漁連や買受人等と連携して回来船誘致活動を実施していきます。

※3 水揚奨励事業とは、釜石市魚市場の水揚げ増大を図り、水産業の振興に寄与するため、釜石市漁業協同組合連合会が実施する回来船の氷購入費用の一部を補助する事業に対して支援する事業。

ウ つくり育てる漁業の推進

海面及び内水面において、サクラマスの魚類養殖試験研究を進めており、将来的な事業化を目指すとともに、新たな養殖などの検討を行いながら、養殖による安定的な魚類生産と魚市場を介した流通に取組み、魚市場の水揚げ量増加に寄与します。

エ 市場価格の形成力向上

当市では、廻来船誘致活動と魚市場背後地への加工機能の集積に取組み、市場取引の活性化に取り組んできました。

今後は、釜石市漁業協同組合連合会や買受人等関係者と連携し、近隣の他市場に水揚げあるいは搬送している市内所属漁船の呼び戻し等を行い、市場価格の形成力向上を図ります。

また、「地方卸売市場釜石市魚市場運営協議会」や「釜石市水産物高度衛生品質管理推進協議会」を通じた関係者の情報共有、衛生管理に対する更なる意識向上、2場体制での水揚げの機能分担したことによる優位性のPRに取組みます。

5 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）

漁業者数の減少や海洋環境の変化等の要因もあり、近年、水揚量は減少していますが、釜石市魚市場は、公設の卸売市場であり、市民生活や当市の水産振興に重要な役割を果たしています。このことから、魚市場関係者等との協力により、取扱高（取扱金額）の向上を目指し、使用料収入の確保に努めます。

費用については、経常的な漁港占用料と修繕経費、水揚増強を図るための補助金を見込んで収支の均衡を図り、魚市場使用料で総費用を賄うことを基本とする経営に努めます。

詳細は、別表1及び別表2のとおりです。

(2) 収支計画のうち投資について

新浜町魚市場及び魚河岸魚市場については、法定耐用年数内であり、定期的なメンテナンスを実施することとします。突発的な発生した故障等については、収支バランスを勘案した上で修繕を実施することとします。

また、令和4年度及び令和8年度には、海水を汲み上げるポンプなどの修繕費用を見込んでいますが、毎年度の状況を勘案して修繕の可否を決定します。

(3) 収支計画のうち財源について

① 使用料収入

使用料については、条例で定められていることから一定金額の収入を見込んでいます。

② 繰入金

必要な金額のみを一般会計から繰り入れて事業を運営していく予定です。

- (4) 収支計画のうち投資以外の経費（その他の営業費用）について
主なものとして、経常的な漁港占用料と修繕経費、水揚増強を図るための補助金を見込んでいます。
- (5) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組みや今後検討予定の取組概要
- ① 今後の投資についての考え方・検討状況
- ア 民間活用
現在の公設民営方式を継続します。
- イ 投資の平準化
建物及び設備の改修は計画的に実施します。
- ウ 広域化
現在の状況を維持していきます。
- ② 今後の財源についての考え方・検討状況
- ア 使用料
条例の規定に基づき、使用料を徴収します。
- イ 企業債
計画期間中の予定はありません。
- ウ 繰入金
使用料では賄いきれない部分に対する必要最低限の充当を基本とします。
- エ 資産の有効活用等による収入増加の取組み
将来を見据えて検討していきます。
- ③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況
- ア 委託料
施設の維持管理に係る委託料は、引き続き必要最小限にとどめます。
- イ 管理運営費
現在の公設民営方式を継続します。
- ウ 職員給与費
特別会計からの職員給与費の支出はなく、今後も同様の考え方を継続します。

6 公営企業として実施する必要性

- (1) 事業の意義及び提供するサービス自体の必要性
当市基幹産業である水産業を支えている魚市場は、水産物の売買取引の適正化及びその生産並びに流通の円滑化を図り、市民生活の安定に資している重要な役割を果たしており、事業を継続していく必要があります。
- (2) 公営企業として実施する必要性
当市市場が果たす地域の水産物の生産や流通への貢献と、それによる地域経済への貢献は大きいため、今後も収益等により費用を賄う企業の形態で事業を継続します。

7 経営戦略の事後検証及び更新等に関する事項

毎年度、経営戦略の数値と実績値の比較を行い、3～5年を目途に適切な事後検証を行うほか、投資・財政計画と実績に大幅な乖離が生じた場合には、隨時、見直しを行います。

また、その他経営に影響を及ぼす法令等の改正や社会情勢、企業情勢の変化など、市場事業を取り巻く状況に変化がある場合にも隨時更新を行い、より効率的な投資・財政計画となるよう隨時見直しを進めます。

別表1 投資・財政計画（収支計画）

経営戦略期間（令和3年度～令和12年度）における収益的収支及び資本的収支

		年 度		元年度 (決算)		2年度 (決算)		3年度		4年度		5年度		6年度		7年度		8年度		9年度		10年度		11年度		12年度			
区分		収益		収益(A)		収益(B)		収益(C)		収益(D)		収益(E)		収益(F)		収益(G)		収益(H)		収益(I)		収益(J)		収益(K)		収益(L)		収益(M)	
収益的 収入	1 総 (1) 営業 ア 料 金 イ 受 託 工 事 ウ そ の 他 (2) 営 業 外 収 益	収 益	益 (A)	5,763	13,021	10,000	22,000	11,000	11,000	10,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000		
収益的 収支	2 総 (1) 営業 ア 職 員 イ そ の 他 (2) 営業 ア 支 払	費 用	益 (B)			10,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000		
収益的 支出	(1) うち 退職手当 (2) 営業外費用 (3) 一時借入金利息 (4) うち資本費平準化債分 (5) その他	費	益 (C)																										
3 収支差引	(A)-(D)	入 (E)	1																										
1 資本的 収入	(1) 地方 資本費 (2) うち資本費平準化債 資本的 収入	収入 (F)	債																										
2 資本的 収支	(1) 建設改良費 (2) 地方債償還金 (3) 他会計長期借入金返還金 (4) 他会計への繰出金 (5) その他	支 出 (G)	費 (H)																										
3 収支差引	(F)-(G)	支 引 (I)	1																										
収支再差引																													

別表2 投資・財政計画（収支計画）

経営戦略期間（令和3年度～令和12年度）における各種指標及び繰入金

区分	年 度	元 年 度 (決算)	2年 度 (決算)〔決算見込〕		3年 度	4年 度	5年 度	6年 度	7年 度	8年 度	9年 度	10年 度	11年 度	12年 度	
			2年 度 〔決算〕	2年 度 〔見込〕											
積立金	(K)														
前年度からの繰越金	(L)	100													
前年度繰上充用金	(M)														
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	101													
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)														
実質収支黒字	(P)	101													
赤字	(Q)														
赤字比率(赤字/(B)-(C))×100)															
収益的収支比率((A)/(D)-(H))×100)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額	(R)														
営業収益 - 受託工事収益(B)-(C)(S)	10,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
地方財政法による比率((R)/(S)×100)															
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	(T)														
健全化法施行規則第6条に規定する消費可能資金不足額	(U)														
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)														
健全化法第22条により算定した資金不足比率((T)/(V)×100)															
他会計借入金残高	(W)														
地方債残高	(X)														
(単位:千円)															
区分	年 度	元 年 度 (決算)	2年 度 (決算)〔決算見込〕		3年 度	4年 度	5年 度	6年 度	7年 度	8年 度	9年 度	10年 度	11年 度	12年 度	
収益的収支分			2年 度 (決算)	2年 度 (見込)	3年 度	4年 度	5年 度	6年 度	7年 度	8年 度	9年 度	10年 度	11年 度	12年 度	
うち基準内繰入金	5,763	13,021			11,000										
うち基準外繰入金	5,763	13,021			11,000										
資本的収支分															
うち基準内繰入金															
うち基準外繰入金															
合計	5,763	13,021			11,000										